

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第256号

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「二等航空整備士」の右に「及び一等航空運航整備士」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)